

議案第 8 8 号

山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例
山陽小野田市福祉センター条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 0 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名称	位置
山陽小野田市中心福祉センター	山陽小野田市千代町一丁目 2 番 2 8 号

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

福祉センター使用料表

種別		使用料（1 時間当たり）	
講堂		3 9 0 円	
研修室		3 1 0 円	
会議室		2 5 0 円	
大広間		5 0 0 円	
娯楽研修室		3 9 0 円	
浴室	区分	1 2 歳以上	6 歳以上 1 2 歳未満
	（1 人につき） 福祉対象者及び介護人	1 1 0 円	5 0 円
	（1 人につき） 福祉センター使用者	3 7 0 円	1 1 0 円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。
- 2 娯楽研修室については、午後5時以降の使用に限る。
- 3 休館日に使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分の20相当額を加算して徴収する。
- 4 入場料等を徴収して使用する場合又は物品販売等に使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分の200相当額を加算して徴収する。
- 5 市民以外の者が使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分の50相当額を加算して徴収する。
- 6 福祉対象者とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の被適用者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所している児童をいう。
- 7 介護人とは、介護を必要とする福祉対象者に付き添う者をいう。
- 8 福祉センター使用者とは、入浴を主目的としない福祉センター施設の利用者及び児童福祉施設に入所している児童を除く児童福祉法の被適用者その他市長が特にその使用を許可した者をいう。

別表第2（第6条関係）

福祉センター冷暖房使用料表

種別	使用料（1時間につき）	
	冷房	暖房
講堂	490円	330円
研修室	270円	160円
会議室	270円	160円
大広間	660円	490円
娯楽研修室	490円	330円

備考

- 1 娯楽研修室については、午後5時以降の使用に限る。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（山陽小野田市中央福祉センターに係るものを除く。）は、この条例の施行後は、山陽小野田市地域交流センター条例（令和3年山陽小野田市条例第〇〇号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市福祉センター条例の規定によりなされた使用許可に係る使用料であって同日以後の使用に係るものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市福祉センター条例新旧対照表

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 2 条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
山陽小野田市中心福祉センター	山陽小野田市千代町一丁目 2 番 2 8 号	山陽小野田市有帆福祉会館	山陽小野田市新有帆町 1 番 2 号
		山陽小野田市高千帆福祉会館	山陽小野田市日の出三丁目 1 4 番 1 号
		山陽小野田市高泊福祉会館	山陽小野田市大字西高泊 2 2 7 4 番地 の 1
		山陽小野田市中心福祉センター	山陽小野田市千代町一丁目 2 番 2 8 号
		山陽小野田市須恵福祉会館	山陽小野田市中央四丁目 4 番 1 号
		山陽小野田市赤崎福祉会館	山陽小野田市赤崎一丁目 1 番 1 号
		山陽小野田市本山福祉会館	山陽小野田市大字小野田 2 7 5 番地 の 2
別表第 1 (第 6 条関係) 福祉センター使用料表		別表第 1 (第 6 条関係) 福祉センター使用料表	
種別	使用料 (1 時間あたり)	種別	時間区分帯以外 (1 時間につき)
講堂	390 円	山陽小野田市	午前 午後
研修室	310 円	娯楽研修室	午前 午後
会議室	250 円	休養室	午前 午後
大広間	500 円		
娯楽研修室	390 円		

浴室	区分	12歳以上	6歳以上12歳未満	有帆福祉会館		—	—	1,100	110	220	
	(1人につき) 福祉対象者及び 介護人	110円	50円								
	(1人につき) 福祉センター使 用者	370円	110円								
備考	1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。				山陽小野田 市高千帆 福祉会館	種別	午前9時～ 正午	正午～午 後5時	午後5時 ～午後1 0時	時間区分帯以外 (1時間につき)	
	2 娯楽研修室については、午後5時以降の使用に限る。									午前	午後
	3 休館日に使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分の20相当額を加算して徴収する。					第1会 議室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330
	4 入場料等を徴収して使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分の200相当額を加算して徴収する。					第2会 議室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330
	5 市民以外の者が使用する場合は、所定使用料に所定使用料の100分の50相当額を加算して徴収する。					娯楽研 修室	円 —	円 —	円 1,650	円 170	円 330
	6 福祉対象者とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の被適用者並びに児童						ただし、浴 室使用のな い日は、8 80円	ただし、浴 室使用の ない日は、 1,100 円			
						休養室	円 —	円 —	円 1,100	円 110	円 220
						浴室	区分		12歳以 上	6歳以上12歳未 満	
							(1人につき) 福祉対象者及び介護 人		円 110	円 50	

福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所している児童をいう。

7 介護人とは、介護を必要とする福祉対象者に付き添う者をいう。

8 福祉センター使用者とは、入浴を主目的としない福祉センター施設の使用者及び児童福祉施設に入所している児童を除く児童福祉法の被適用者その他市長が特にその使用を許可した者をいう。

		(1人につき)	円	円		
		福祉センター使用者	370	110		
山陽小野田	種別	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	時間区分帯以外(1時間につき)	
					午前	午後
野田	娯楽研修室	円	円	円	円	
		—	—	1,650	170	330
高泊福祉会館	浴室	ただし、浴室使用のない日は、80円	ただし、浴室使用のない日は、1,100円			
市	休養室	円	円	円	円	
		—	—	1,100	110	220
市	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	
		(1人につき)		円	円	
		福祉対象者及び介護人		110	50	
市	種別	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	時間区分帯以外(1時間につき)	
					午前	午後
		円	円	円	円	円
野田	講堂	1,100	1,650	2,200	220	440
		円	円	円	円	円
市	研修室	円	円	円	円	

中 央 福 祉 社 セ ン タ ー		1, 100	1, 650	2, 200	220	440
	会議室	円	円	円	円	円
		880	1, 100	1, 650	170	330
	大広間	円	円	円	円	円
		2, 200	2, 750	3, 300	220	440
	娯楽研 修室	円	円	円	円	円
		—	—	2, 200	—	440
	浴室	区分		12歳以 上	6歳以上12歳未 満	
		(1人につき) 福祉対象者及び介護 人		円	円	
				110	50	
	(1人につき) 福祉センター使用者		円	円		
		370	110			
山 陽 小 野 田 市 須 恵 福 祉 社 会 館	種別	午前9時～ 正午	正午～午 後5時	午後5時 ～午後1 0時	時間区分帯以外 (1時間につき) 午前 午後	
	大広間	円	円	円	円	円
		2, 200	2, 750	3, 300	220	440
山	種別	午前9時～	正午～午	午後5時	時間区分帯以外	

陽 小		正午	後5時	～午後1	(1時間につき)	
				0時	午前	午後
野 田	娯楽研	円	円	円	円	円
	修室	—	—	2,200	220	440
市 赤 崎		ただし、浴室使用のない日は、1,100円	ただし、浴室使用のない日は、1,650円			
社 会 館	休養室	円	円	円	円	円
		—	—	1,100	110	220
	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	
		(1人につき)		円	円	
		福祉対象者及び介護人		110	50	
		(1人につき)		円	円	
福祉センター使用者		370	110			
山 陽 小	種別	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	時間区分帯以外(1時間につき)	
					午前	午後
野 田	第1研	円	円	円	円	円
	修室	880	1,100	1,650	170	330
市 本	第2研	円	円	円	円	円
	修室	880	1,100	1,650	170	330
山 福	休養室	円	円	円	円	円
		—	—	1,100	110	220

社 会 館	浴室	区分	12歳以 上	6歳以上12歳未 満
		(1人につき)	円	円
		福祉対象者及び介護 人	110	50
		(1人につき)	円	円
		福祉センター使用者	370	110
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、時間区分帯の欄の使用料（以下「<u>所定使用料</u>」という。）を徴収する。 2 使用時間区分帯を2欄以上にわたって使用する場合は、それぞれの所定使用料を合算して徴収する。 3 時間区分帯以外（1時間につき）の欄の使用料は、午前9時前及び午後10時後の使用について適用する。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。 4 休館日に使用する場合は、<u>所定使用料に所定使用料の100分の20相当額を加算して徴収する。</u> 5 入場料等を徴収して使用する場合又は物品販売等に使用する場合は、<u>所定使用料に所定使用料の100分の200相当額を加算して徴収する。</u> 6 市民以外の者が使用する場合は、<u>所定使用料に所定使用料の100分の50相当額を加算して徴収する。</u> 7 <u>福祉対象者とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身</u> 				

体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の被適用者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所している児童をいう。

8 介護人とは、介護を必要とする福祉対象者に付き添う者をいう。

9 福祉センター使用者とは、入浴を主目的としない福祉センター施設の使用者及び児童福祉施設に入所している児童を除く児童福祉法の被適用者その他市長が特にその使用を許可した者をいう。

別表第2（第6条関係）

福祉センター冷暖房使用料表

種別	使用料（1時間につき）	
	冷房	暖房
講堂	490円	330円
研修室	270円	160円
会議室	270円	160円
大広間	660円	490円
娯楽研修室	490円	330円

備考

- 1 娯楽研修室については、午後5時以降の使用に限る。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。

別表第2（第6条関係）

福祉センター冷暖房使用料表

福祉センター名	種別	使用料（1時間につき）	
		冷房	暖房
山陽小野田市有帆福祉会館	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市高千帆福祉会館	第1会議室	490円	330円
	第2会議室	490円	330円
	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市高泊福祉会館	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市中心福祉センター	講堂	490円	330円
	研修室	490円	330円
	会議室	270円	160円
	大広間	1,480円	990円
	娯楽研修室	490円	330円

	山陽小野田市須恵	大広間	1,480円	990円	
	福社会館				
	山陽小野田市赤崎	娯楽研修室	490円	330円	
	福社会館	休養室	270円	160円	
	山陽小野田市本山	第1研修室	270円	160円	
	福社会館	第2研修室	270円	160円	
		休養室	270円	160円	
	備考				
	<p>1 娯楽研修室及び休養室については、午後5時以降の使用に限る。ただし、山陽小野田市高泊福社会館、山陽小野田市赤崎福社会館及び山陽小野田市高千帆福社会館の娯楽研修室にあつては、浴室使用のない日の使用に限り、午後5時前の使用についても使用料を徴収する。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。</p>				